

委託契約書（案）

2号
印紙

令和 年 月 日

甲 住所 長野市大字高田364番地1
社会福祉法人
長野県社会福祉事業団
氏名 理事長 和田 恭 良

乙 住所
氏名

社会福祉法人長野県社会福祉事業団 理事長 和田 恭 良を委託者（以下「甲」という。）とし、
を受託者（以下「乙」という。）として、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託する業務は、次のとおりとする。

- 各種修学資金等貸付事業管理システムの入れ替えに係る設計・開発業務委託
委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 保守管理業務委託
委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（業務の実施）

第2条 乙は、別紙「各種資金貸付管理システム仕様書」（以下「仕様書」という。）

に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（実施計画）

第3条 乙は、仕様書に基づき業務実施計画書を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出し承認を受けるものとする。

(契約金額)

第4条 甲は、乙に対して委託料の額は金 円とし、うち 円を第1条(1)の業務完了後適法な請求書を受領した日から 日以内に支払うものとする。

2 前項の委託料の額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)のうち、保守管理契約及び、「保育士修学資金管理システム」「保育補助者雇上支援貸付管理システム」「保育士復職支援(未就学児)貸付管理システム」「就職準備金貸付(保育)管理システム」については、年度協定書により定めるとおり支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、年度協定書により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、書面により甲の承諾をえたときはこの限りでない。

(調査等)

第8条 甲は、この業務委託の実施状況について、随時調査し必要な報告を求めることができる。また、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第9条 乙の債務不履行(履行遅延・不完全履行等)に基づき、甲が受けた損害及び当該委託業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決方法)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年度協定書（案）

長野県社会福祉事業団理事長 和田 恭 良 を委託者（以下「甲」という。）とし、
を受託者（以下「乙」という。）として各種修学資金等貸付事業管理システムの入れ替えに係る設計・
開発業務委託、システム保守管理業務について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は委託契約書の第 4 条及び第 5 条に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託料）

第 2 条 委託契約書第 4 条第 2 項による委託料の額は、金 円とする。

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条
並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託
料に 100 の 10 を乗じて得た額である。

（委託料の支払）

第 3 条 「保育士修学資金管理システム」「保育補助者雇上支援貸付管理システム」「保育士復職支援
（未就学児）貸付管理システム」「就職準備金貸付（保育）管理システム」（以下「保育士修学資金
等管理システム」という）「システムの保守管理」委託料は、各月に分割して支払うものとし、乙
は保育士修学資金等システムリース料を毎月 円、システムの保守管理料を毎月
円を翌月 10 日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納
付しなければならない。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

第 4 条 契約保証金は、金 円とし、乙はその納付に代えて甲に対して次の担保を
提供する。

2 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。ただし、乙は、この契約により債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保証証券を甲に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去3年間に2回以上の履行実績等により、履行が確実の場合）

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

この協定書の成立を証するため協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 長野市大字高田364番地1
社会福祉法人
長野県社会福祉事業団
氏名 理事長 和田 恭 良

乙 住所

氏名